



2020年1月17日

各 位

会 社 名 株式会社くろがね工作所
代表者名 代表取締役社長 神足 尚孝
(コード：7997、東証第2部)
問合せ先 取締役経理本部長 森 吉武
(TEL. 06-6538-1010)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年1月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年2月27日開催予定の当社第100回定時株主総会に付議することを決議しましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を限定する契約を締結することができる旨の規定として第46条（会計監査人との責任限定契約）を新設し、現行定款第46条以下の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(新設)	(会計監査人の責任限定契約)
	第46条 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第46条～第47条 (条文省略)	第47条～第48条 (条数繰り下げ、条文は現行通り)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年2月27日(木)〔予定〕

定款変更の効力発生日 2020年2月27日(木)〔予定〕

以 上